

# 「平成 22 年度財政的援助団体等の監査結果」

## に基づき講じた措置 個 表

### 【出資(出捐)団体】

○伊勢鉄道株式会社	1
○公益財団法人三重県文化振興事業団	2
○財団法人三重県救急医療情報センター	3
○財団法人三重県生活衛生営業指導センター	5
○公立大学法人三重県立看護大学	6
○財団法人三重県環境保全事業団	6
○財団法人三重県農林水産支援センター	7
○株式会社三重県四日市畜産公社	9
○社団法人三重県畜産協会	11
○財団法人三重県水産振興事業団	12
○三重県住宅供給公社	13
○三重県道路公社	14
○公益財団法人暴力追放三重県民センター	15

### 【公の施設管理団体】

○みえ NPO センター・ワーカーズコープ	16
○東海美松園グループ	17
○大島造園土木株式会社	18
○財団法人三重県下水道公社	19
○三重県ライフル射撃協会	20

### 【補助金等交付団体】

○伊賀鉄道株式会社	21
○学校法人山田学園	22
○日本赤十字社三重県支部山田赤十字病院	23
○社団法人伊勢地区医師会	24
○医療法人(社団)川越伊藤医院	25
○社会福祉法人ジェイエイみえ会	26
○佐藤林業	27
○上野商工会議所	28

平成 23 年 9 月

三重県監査委員事務局

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	政策部	団体名	伊勢鉄道株式会社				
監査結果及び意見							
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未払金</td> <td>○3月分の時間外手当について、未払計上していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	未払金	○3月分の時間外手当について、未払計上していなかった。
項目	内容						
未払金	○3月分の時間外手当について、未払計上していなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 会社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (未払金)</p> <p>「中小企業の会計に関する指針」（法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が作成した中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針）において、「重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。」と定められており、営業費用に対する3月分時間外手当の割合は、0.03%程度であるため、平成22年度の決算時においても同指針に基づき処理を行いました。</p> <p>なお、平成23年度決算時においては、監査結果及び意見に基づき3月分時間外手当を経過勘定として未払計上します。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 日頃から適正な事務処理を行うよう、必要な助言・指導をしており、今回の件についても改善を促したところ です。引き続き適正な事務処理が行われるよう必要な指導、助言を行ってまいります。</p>							

部局名	生活・文化部	団体名	公益財団法人三重県文化振興事業団 (旧：財団法人三重県文化振興事業団)						
監査結果及び意見									
<p>(1) 事業運営に係る中期の経営計画に関しては、公益財団法人への移行を目指して、現在準備を進めていることもあり、平成 22 年度以降の計画については未策定であるが、公益財団法人移行後も適切な法人運営が可能となるよう、移行後の課題等を踏まえた中長期の経営計画を早期に策定されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つり銭の管理</td> <td>○つり銭の残高が、帳簿間において一致していなかった。 ○つり銭用として管理している現金を、現金払いする際に使用していたが、区分して管理すべきである。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○賞与引当金を計上するに当たり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	つり銭の管理	○つり銭の残高が、帳簿間において一致していなかった。 ○つり銭用として管理している現金を、現金払いする際に使用していたが、区分して管理すべきである。	賞与引当金	○賞与引当金を計上するに当たり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
項 目	内 容								
つり銭の管理	○つり銭の残高が、帳簿間において一致していなかった。 ○つり銭用として管理している現金を、現金払いする際に使用していたが、区分して管理すべきである。								
賞与引当金	○賞与引当金を計上するに当たり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 23 年 7 月の公益財団法人移行に伴い、指定管理事業以外の一般会計事業については、公益目的事業として整理する予定であったため、平成 23 年 3 月にその事業計画の骨子のみを作成しました。</p> <p>公益財団法人移行後は、当該骨子をもとに一般会計事業の内容について整理したうえで、新たな事業計画（平成 23～26 年度）を平成 23 年 9 月までに策定し、事業団としての総合的な中期計画とすることとします。</p> <p>(2) (つり銭の管理) つり銭用現金と現金払い用現金は区分管理することとし、現在、残高は帳簿と一致しています。</p> <p>(賞与引当金) 平成 22 年度決算において社会保険料の法人負担額を計上しました。今後も同様に計上していきます。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 会計事務等について、事業団の会計規則に基づく適正な処理を行うよう指導しました。</p>									

部局名	健康福祉部	団体名	財団法人三重県救急医療情報センター						
監査結果及び意見									
<p>(1) 救急医療情報システム等について、県民の認知度が低い状況にあるため、今後も様々な機会を通じ、広く周知を図られたい。</p> <p>(2) 平成 21 年度末現在で、救急医療情報システムへの参加医療機関は 524 機関あるが、平日夜間、休日に対応可能な医療機関の診療科目数が年々減少してきている状況にある。 このため、引き続き県と連携し、医療機関を訪問するなどにより協力を求め、救急医療情報システムへの参加や対応可能な診療科目の増加に努められたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○夏季賞与について、12 月から 5 月までの労務対価相当分をすべて平成 22 年度の費用として計上しているが、12 月から 3 月分については、社会保険料相当額を含め、21 年度の費用として計上すべきである。</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>○業務補助職員の自家用車による出張について、旅費規程によることなく、定額を支給していた。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	賞与引当金	○夏季賞与について、12 月から 5 月までの労務対価相当分をすべて平成 22 年度の費用として計上しているが、12 月から 3 月分については、社会保険料相当額を含め、21 年度の費用として計上すべきである。	旅費	○業務補助職員の自家用車による出張について、旅費規程によることなく、定額を支給していた。
項目	内容								
賞与引当金	○夏季賞与について、12 月から 5 月までの労務対価相当分をすべて平成 22 年度の費用として計上しているが、12 月から 3 月分については、社会保険料相当額を含め、21 年度の費用として計上すべきである。								
旅費	○業務補助職員の自家用車による出張について、旅費規程によることなく、定額を支給していた。								
所管部局に対する意見									
<p>(4) 救急医療情報システムへの平日夜間、休日に対応可能な医療機関の診療科目数が年々減少してきている状況にあるため、センターと連携し、救急医療情報システムへの参加や対応可能な診療科目の増加に努められたい。</p> <p>(5) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(6) 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業にかかる委託契約書において、受託者が「個人情報」の取扱いに関する特記事項」を守るべき旨について記載されていないので、個人情報を適切に取り扱うようこれを記載し、受託者に遵守させられたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 救急医療情報システムの周知と利用促進を図るため、各地で開催される「救急の日」イベントや、幼児・児童の消防署見学等を活用して啓発物品等を配布するなどの取組を毎年行ってきました。今後は、啓発の機会を増やしたり、より効果的な啓発が図られるようなイベントの選定を行い、啓発物品による PR の方法を工夫するなどして、県民へのより一層の周知を図ります。</p> <p>なお、平成 23 年 4 月から開始した取組としては、薬局・薬店での医薬品の購入客に対し、リーフレットを直接配布してもらうよう依頼したり、市町実施の幼児検診を受診する保護者に対し、リーフレットを保健師から直接配布してもらうよう依頼し、システムの周知啓発を図っています。</p> <p>また、啓発イベント等において、救急医療情報システムの認知度や県民ニーズを把握するためのアンケート調査を毎年行っていますが、今後は県民のニーズをより正確に把握するため、アンケートの設問項目等を定期的に見直すなどして、調査内容の充実を図る予定です。</p> <p>(2) 救急医療情報システムへの参加機関増加及び時間外応需の促進について、県との連携を強化し、平成 22 年度まで行っていた県医師会や県歯科医師会への働きかけを引き続き行うとともに、今後は各地区医師会、各地区歯科医師会や県病院協会等へも働きかけを行います。</p> <p>なお、平成 23 年 4 月から開始した取組としては、医師会及び歯科医師会から休日等診療可能</p>									

医療機関のリストを入手し、それらの機関を重点的に訪問してシステムへの参加を要請することにより、休日・時間外応需の促進を図っています。

(3) (賞与引当金)

夏季賞与の会計処理について、事務処理上改善を要する事項が見られたので、諸法令・規程等を遵守し、6月賞与引当金の費用計上(仕分け処理)を年度ごとに分割するよう改めました。これに伴い、平成22年度決算については、適正な事務処理を行いました。

(旅費)

旅費の支給事務処理について、事務処理上改善を要する事項が見られたので、諸法令・規程等を遵守し、現在は自家用自動車出張にかかる旅費を県の規定と同様の方法で計算しています。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(4) 救急医療情報システムへの参加機関増加及び時間外応需の促進について、センターとの連携を強化するとともに、現在行っている県医師会や県歯科医師会への働きかけに加えて、各地区医師会、各地区歯科医師会や県病院協会等へも働きかけを行うなどの取組を行います。

なお、平成23年4月から開始した取組としては、県医師会において定例開催されている各地区医師会長会議において、システムへの参加及び時間外応需の促進を要請したことにより、各地区での取組の活性化が図られています。

また、現行システムの委託契約が平成23年9月に満了することに伴い、システムの更新に合わせて、医療機関の応需入力操作が簡便なタッチパネル型専用端末を導入し、参加機関増加及び応需入力の促進を図ります。さらに、時間外応需を促進するための方策として、時間外に応需「可」の登録を積極的に行った医療機関に対して認証マークを交付し、顕彰する制度を創設します。

(5) 会計事務について、賞与引当金や旅費の会計処理等、事務処理上改善を要する事項が見られたので、適正な事務処理を行うよう監査後や平成23年度の契約締結時に指導しました。

(6) 「個人情報の取扱いに関する特記事項」について、監査後にこれを遵守するよう説明し、また平成23年度の委託契約書には、同特記事項を添付するとともに、これを遵守する旨の条項を追加しました。

部局名	健康福祉部	団体名	財団法人三重県生活衛生営業指導センター						
監査結果及び意見									
<p>(1) 一般会計の当期損益において損失を計上しており、次期繰越額についても平成 16 年度の 139 万円余をピークに下降傾向にある。また、特別会計においても、次期繰越額が約 154 万円となるなど、経営状況が悪化している。 このため、収益の増などに係る方策を検討し、経営の安定化を図られたい。</p> <p>(2) 危機管理に関するマニュアルが作成されていないので、発生が予測される危機を想定し、マニュアルの整備に取り組まれたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>○生活衛生営業指導センター補助金の実績報告において、一部補助対象経費の計上誤りがあった。(当該経費を改めて補助金額を再計算しても既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。)</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>○講師謝金や顧問料、指導員料などの報償費の支出において、支出単価の根拠となる規定が作成されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助対象経費	○生活衛生営業指導センター補助金の実績報告において、一部補助対象経費の計上誤りがあった。(当該経費を改めて補助金額を再計算しても既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。)	報償費	○講師謝金や顧問料、指導員料などの報償費の支出において、支出単価の根拠となる規定が作成されていなかった。
項目	内容								
補助対象経費	○生活衛生営業指導センター補助金の実績報告において、一部補助対象経費の計上誤りがあった。(当該経費を改めて補助金額を再計算しても既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。)								
報償費	○講師謝金や顧問料、指導員料などの報償費の支出において、支出単価の根拠となる規定が作成されていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(4) 法人の安定経営のため、経営の改善策について、センターと連携して検討されたい。</p> <p>(5) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]</p> <p>(1) 経営の安定化については、平成 22 年 11 月に発足した県内の各生活衛生組合で構成する「指導センターの在り方検討委員会」において、組合員数の減少に歯止めをかけ、組合活動を活性化させる方法や、新たにクリーニング師の国家試験業務の受託を検討する等、センターの行いうる収益事業の確保策等について、検討を行っているところです。 このうち、組合活動の活性化策としては、同指導センター30周年記念事業として、13 業種の生衛組合が一堂に会して行うこととしている一般県民向けのイベントフェア“せいえいみえ”を広く PRするとともに、組合員相互の連携強化を図られるよう計画しています。 また、組合員相互のコミュニケーション・ツールとして“せいえいみえネット・ネット”(仮称)の構築に向けた協議を行っています。</p> <p>(2) 危機管理マニュアルについては、平成 23 年 4 月 1 日付けで作成し、職員に周知しました。</p> <p>(3) (補助対象経費) 補助金実績報告書の計上誤りについては、複数の者で所要額の確認を行うよう改善したところであり、平成 22 年度実績報告における計上誤りはありませんでした。</p> <p>(報償費) また、報償費の支給規定については、平成 22 年度中に検討・作成し、平成 23 年 4 月 1 日付けで平成 23 年度から適用することとしました。</p>									

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(4) 平成 22 年 11 月の発足以降これまで 4 回開催されている「指導センターの在り方検討委員会」に県も委員として参加し、組合活動の活性化による組合員の確保やクリーニング師国家試験の受託等の経営改善策について、指導センターとともに検討しています。

(5) 補助金の対象経費については、計上誤りがないか等について、県においても、所要額の計算書等を事前確認するよう改善し、平成 22 年度実績報告書は、適正に作成されていました。  
また、報償費の支給規定については、作成するよう当該団体に対して指導しました。

部局名	健康福祉部	団体名	公立大学法人三重県立看護大学
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
閉架図書の整理		○附属図書館の閉架書庫に保管されている図書については、使用頻度の少ないものなど、除籍処理の対象となるものが含まれている可能性があるが、平成 21 年 3 月以降除籍が行われていないため、除籍の可否を検討すべきである。	
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) (閉架図書の整理)			
従前は、所蔵している図書の点検等を実施する時期について決めていませんでしたが、平成 23 年度以降は毎年度 2 月中に図書の点検等を実施することにしました。			
なお、平成 22 年度は平成 23 年 2 月に所蔵図書の点検を実施し、不要な図書について除籍を行いました。			

部局名	環境森林部	団体名	財団法人三重県環境保全事業団
監査結果及び意見			
(1) 次期中期経営計画（平成 22～24 年度）については、溶融処理事業の今後の方向性が未確定であったため、21 年度中に策定することができなかったが、23 年度を目途に民間のリサイクル施設における処理に転換するという抜本的な見直しがなされ、また、民間でのリサイクル処理の委託先等についても合意されたことから、これらの状況を踏まえて、次期中期経営計画を早期に策定されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) 中期経営計画（平成 22 年度～24 年度）については、事業団の経営を圧迫してきた溶融処理事業の今後の方向性が確定した後に策定することとしていましたが、関係市町、県及び事業団で構成する運営協議会において検討を重ねてきた結果、平成 23 年 3 月 31 日をもって溶融処理施設への廃棄物の受け入れを終了し、平成 23 年 4 月以降、民間のリサイクル施設において処理を行うことが決定されたことから、法人の経営安定化と財務基盤の充実、強化に重きを置いた中期経営計画を策定し、平成 23 年 3 月開催の第 91 回理事会において承認されました。			

部局名	農水商工部	団体名	財団法人三重県農林水産支援センター												
監査結果及び意見															
<p>(1) 中期計画(平成17～21年度)に基づき経営の根本的な改善に向けた取組を行った結果、概ね目標は達成し経営状況は改善しているものの、依然として損益収支は赤字体質から脱却できていない状況にある。</p> <p>このため、新たに策定した第2期中期計画(平成22～26年度)を踏まえ、早期に黒字決算に転換し健全な運営が行えるよう、今後も引き続き経営改善に取り組まれない。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>○就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金について、貸付金の回収可能性を個別に検討した見積額となっていなかった。</td> </tr> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○正味財産増減計算書において、過年度にかかる退職給与引当不足相当額及び用地評価損が、経常増減の部に計上されているが、経常外増減の部に計上すべきである。 ○林業基金特別会計の貸借対照表上に、誤って投資有価証券43千円が計上されていた。</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>○就農支援資金貸付金の収入未済が3,696千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。</td> </tr> <tr> <td>理事の変更登記</td> <td>○理事の変更登記が、寄附行為に定める期限内に行われていなかった。</td> </tr> <tr> <td>事業報告書</td> <td>○事業報告書の県への提出が、期限内に行われていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	貸倒引当金	○就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金について、貸付金の回収可能性を個別に検討した見積額となっていなかった。	財務諸表	○正味財産増減計算書において、過年度にかかる退職給与引当不足相当額及び用地評価損が、経常増減の部に計上されているが、経常外増減の部に計上すべきである。 ○林業基金特別会計の貸借対照表上に、誤って投資有価証券43千円が計上されていた。	未収金	○就農支援資金貸付金の収入未済が3,696千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。	理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める期限内に行われていなかった。	事業報告書	○事業報告書の県への提出が、期限内に行われていなかった。
項目	内容														
貸倒引当金	○就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金について、貸付金の回収可能性を個別に検討した見積額となっていなかった。														
財務諸表	○正味財産増減計算書において、過年度にかかる退職給与引当不足相当額及び用地評価損が、経常増減の部に計上されているが、経常外増減の部に計上すべきである。 ○林業基金特別会計の貸借対照表上に、誤って投資有価証券43千円が計上されていた。														
未収金	○就農支援資金貸付金の収入未済が3,696千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。														
理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める期限内に行われていなかった。														
事業報告書	○事業報告書の県への提出が、期限内に行われていなかった。														
所管部局に対する意見															
<p>(3) 法人は中期計画の結果を踏まえ、新たに策定した第2期中期計画に基づき経営改善を進めているが、経営状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>早期に黒字決算に転換し健全な運営が行えるよう、センターに対し今後も引き続き指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>															
講じた措置															
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成22年度は「第2期中期計画」に基づき、農林漁業就業者の確保・育成、安全・安心な生産物の安定的供給、生産物の競争力強化のための付加価値向上などセンターに求められる課題に丸となって取り組むとともに、センターの専門性を生かした事業の受託による収入の確保、人件費をはじめとする経費の削減などにより、引き続き経営改善に取り組んできました。</p> <p>今後ともセンターに求められる公益的課題の解決に取り組むとともに、経営の安定化に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(2) (貸倒引当金)</p> <p>貸倒引当金については、ご指摘いただいたとおり、平成22年度決算から、貸付金をその回収可能性により一般債権、懸念債権、特別債権の3段階に区分し、引当金を見積りました。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>正味財産増減計算書において、過年度にかかる退職給与引当不足相当額については、平成22年度決算から経常外増減の部に計上しました。また、用地評価損については、平成22年度は計上していませんが、今後、計上する場合には同様に経常外増減の部に計上することとします。</p>															



林業基金特別会計の貸借対照表上に誤計上されていた投資有価証券 43 千円については、平成 22 年度決算において、是正しました。

(未収金)

就農支援資金貸付金の収入未済については、計画的に個別面談等を実施して債務者の状況等を確認のうえ、債権回収に努め、未済額の減少を図っております。

また、償還に問題のない借受者に対しては、県関係機関と連携し、経営状況を確認するなど、今後の発生防止にも努めてまいります。

(理事の変更登記)

今後、理事の変更登記については、「寄付行為」に定めた期限内に実施することとします。

(事業報告書)

今後、事業報告書の県への提出については、「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」に定められた期限内に実施することとします。なお、平成 22 年度事業報告書の提出については、期限内に実施しました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 「第 2 期中期計画」に基づき、センターの専門性を生かした事業の受託などの事業推進と人件費をはじめとする経費の削減などの経営改善が着実に図られるよう、指導、助言等を行いました。

(4) 会計事務等における事務処理上改善を要する事項については、寄付行為等の規定に基づき、期限内に処理を行うなど、適正な事務処理が行われるよう指導を行いました。

部局名	農水商工部	団体名	株式会社三重県四日市畜産公社						
監査結果及び意見									
<p>(1) 平成21年度の経営状況は、当期純損失48,651千円（対前年度比166.9%）であり、三期連続の赤字を計上し、累積欠損金も95,839千円となるなど厳しい状況にある。特に、牛・豚カット部門や内臓処理部門が不採算となっており、純損失の大きな要因となっている。</p> <p>このため、頭数の確保や経費削減など経営改善に取り組んでおり、22年度決算においては黒字に転換する予定であるが、今後も、引き続き収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。</p> <p>(2) 中期経営改善計画（平成20～22年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、22年度で計画期間が終了することから、現計画を検証し、豚・牛カット部門、内臓処理部門の収支改善など、経営上の課題等を整理し次期計画に反映されたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成22年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、社会保険料相当額を含め、21年度の費用として計上すべきである。</td> </tr> <tr> <td>退職給与引当金</td> <td>○退職給与引当金の計上額が不足していた。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成22年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、社会保険料相当額を含め、21年度の費用として計上すべきである。	退職給与引当金	○退職給与引当金の計上額が不足していた。
項 目	内 容								
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成22年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、社会保険料相当額を含め、21年度の費用として計上すべきである。								
退職給与引当金	○退職給与引当金の計上額が不足していた。								
所管部局に対する意見									
<p>(4) 公社では、平成20年1月に中期経営改善計画（平成20～22年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、21年度の経営状況は、三期連続の赤字を計上し、累積欠損金も増加するなど依然厳しい状況にある。</p> <p>22年度決算では、黒字に転換する予定であるが、四日市市など他の出資者とともに、今後も、経営の健全化が図られるよう助言等を行われたい。</p> <p>また、次期中期経営計画策定に向けての助言も併せて行われたい。</p> <p>(5) 平成21年度実施の監査結果（賞与引当金の計上等）に対する講じた措置について、その措置内容を確認したところ事実と異なっていたので、措置内容について正確に把握し報告されたい。</p> <p>(6) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成22年度において損失主要因である人件費を削減するため、人員の削減、賞与のカットを実施しました。</p> <p>また、収益向上策につきましては、豚のと畜処理頭数等の増加を推進するとともに、豚肉カット部門の経費を削減することで、当期純利益は約209千円となり大幅に経営の改善が実施されました。</p> <p>今後につきましても、引き続きコスト削減を推進するとともに、と畜頭数の増加を推進することにより、収益の安定確保に努め累積欠損額の削減に取り組めます。</p> <p>(2) 平成22年度の決算を踏まえ、中期経営改善計画（20～22年度）を検証しました。そのうえで、豚・牛カット部門、内臓処理部門などの諸課題を整理し、今後開催する経営検討委員会の結果を踏まえ、平成23年9月頃までに次期中期経営改善計画（平成23～28年度）を策定します。</p>									

(3) (賞与引当金)

平成 23 年度夏季賞与の計上根拠のうち平成 22 年度に属する 1 月～3 月分については、社会保険料相当額を含め 22 年度の費用として計上しました。今後も、同様の会計処理を行ってまいります。

(退職給与引当金)

退職給与引当金についても、10 年間で約 50,000 千円の引当を目標として、平成 22 年度決算においておよそ 2 カ年分に当たる 9,800 千円を計上して適正化を図りました。今後も、同様の会計処理を行ってまいります。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(4) 平成 22 年度については、公社における人員削減等のコスト削減、出荷頭数の増加推進、豚肉カット部門の運営改善などにより黒字を確保しました。今後につきましても、経営の健全化及び累積欠損金の解消を推進するため、豚・牛カット部門、内臓処理部門などの諸課題について、四日市市など出資者とともに助言・指導を行うとともに、早期に次期中期経営改善計画が策定されるよう、助言等を行ってまいります。

(5) 平成 22 年度においては、賞与引当金、退職給与引当金とも適正に計上されていることを確認しました。

(6) 会計事務等における事務処理上改善を要する事項については、引当金の処理について適正な事務処理が行われるよう指導を行いました。

部局名	農水商工部	団体名	社団法人三重県畜産協会
監査結果及び意見			
<p>(1) 公益法人改革への対応について、対応方針を検討している現状であるので、早急に方針の決定を行うとともに移行申請準備を進められたい。</p> <p>(2) 第2次中期計画（平成20～22年度）を策定し、事業・経営のあり方が示されているが、目標に設定した内容の一部についてのみ数値の見直しや実績の評価を行っているため、全ての数値目標を検証したうえで次期計画に反映されたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(3) 公益法人改革について、その対応方針が未だ決定されていない状況であるので、早期に実現されるよう団体を支援されたい。</p> <p>(4) 団体においては中期計画を策定し、事業・経営のあり方が示されているが、未実施、検討中のものがあるので早期に検証し、次期中期計画に反映されるよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 新公益法人制度が平成20年12月に施行され、当協会では、全国組織の(社)中央畜産会など政府系の公益法人、他府県の公益法人の動向を注視するとともに、県主務課等の指導を受けながら移行を検討してまいりました。 平成23年6月開催の協会理事会及び平成23年度通常総会において、一般社団法人への移行準備の承認を得ました。今後は、平成25年度通常総会での移行決定に向けて準備を進めていきます。</p> <p>(2) 第2次中期計画（平成20～22年度）を策定し、事業・経営の安定化を図ってきました。そして、平成23年4月から当該計画の全ての数値目標についての検証を開始しました。今後は、8月頃までに検証を終えたうえで、10月頃に策定する次期計画（平成23～25年度）に反映し、協会事業運営の安定に活かしていきます。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) (社)中央畜産会や他府県の公益法人への移行の動向等も踏まえ指導した結果、三重県畜産協会の平成23年度通常総会では、25年度通常総会での一般社団法人への移行決定に向け準備を進めることで承認を受けたところです。今後も引き続き、一般社団法人への着実な移行に向け支援していきます。</p> <p>(4) 中期計画は、協会の経営の安定化を図るうえで重要なものであるため、指摘のあった未実施、検討中のものを含め諸課題等について検証・整理し、協会の健全運営が保たれる次期中期計画になるように指導しているところです。</p>			

部局名	農水商工部	団体名	財団法人三重県水産振興事業団
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成22年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、社会保険料相当額を含め、21年度の費用として計上すべきである。		
財務諸表	○貸借対照表に記載されている漁業振興基金における未収金と、栽培漁業推進基金における仮受金は内部取引であるため、法人全体の財務諸表においては、相殺消去すべきである。		
事務管理体制	○経理事務において処理誤りが見受けられるため、複数人によるチェック体制を確立すべきである。		
補助等対象経費	○補助事業、受託事業に要した経費として算入している経費において、ともに福利厚生費の中で職員に対する慶弔費用を誤って計上していた。(当該補助等対象外経費を除いて補助金等を再計算しても既交付額を下回らないため、返還は生じない。)		
所管部局に対する意見			
(2) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金のチェックを厳密に行われたい。			
(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (賞与引当金) 翌年度の夏季賞与にあたる当年度の12月から3月までの労務対価相当分は社会保険料相当額を含め、平成22年度から当年度の費用として計上しました。			
(財務諸表) 平成22年度から財務諸表の内訳表に内部取引の項目を設け、法人全体の財務諸表において相殺消去しました。			
(事務管理体制) 事務決裁規程に基づき、複数人によるチェックの徹底を行いました。			
(補助等対象経費) 経費として算入する際に改めて対象経費であるかを確認し、それらを複数人によりチェックすることで適正に処理しました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助対象経費の積算について周知徹底し、補助金検査時においてチェックをよりの確に行いました。			
(3) 会計事務等の事務処理上改善を要する事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。その結果、平成22年度から適正に行っていることを確認しました。			

部局名	県土整備部	団体名	三重県住宅供給公社										
監査結果及び意見													
<p>(1) 現在、公社は分譲事業や県営住宅の指定管理業務を終了し、利益剰余金を処分しながら事業の整理を行っているところであり、今後解散への手続きを進めていく方針となっている。 このため、残された課題である汚水処理場の早期移管に向けて、引き続き努力されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の取得価格</td> <td>○建物の取得価格について、契約額に基づいて計上すべきところ、設計額で計上していた。</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>○回収の可能性に疑義が生じている未収金については、回収不能見込額を貸倒引当金として計上すべきである。</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>○公社管理の汚水処理場の管理業務収入について、平成 21 年度末現在の収入未済額が 5,599 千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。</td> </tr> <tr> <td>契約手続</td> <td>○消防設備点検業務委託契約において、予定価格が設定されておらず、また、入札すべき契約について見積合わせにより業者選定を行っていた。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	建物の取得価格	○建物の取得価格について、契約額に基づいて計上すべきところ、設計額で計上していた。	貸倒引当金	○回収の可能性に疑義が生じている未収金については、回収不能見込額を貸倒引当金として計上すべきである。	未収金	○公社管理の汚水処理場の管理業務収入について、平成 21 年度末現在の収入未済額が 5,599 千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。	契約手続	○消防設備点検業務委託契約において、予定価格が設定されておらず、また、入札すべき契約について見積合わせにより業者選定を行っていた。
項目	内容												
建物の取得価格	○建物の取得価格について、契約額に基づいて計上すべきところ、設計額で計上していた。												
貸倒引当金	○回収の可能性に疑義が生じている未収金については、回収不能見込額を貸倒引当金として計上すべきである。												
未収金	○公社管理の汚水処理場の管理業務収入について、平成 21 年度末現在の収入未済額が 5,599 千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。												
契約手続	○消防設備点検業務委託契約において、予定価格が設定されておらず、また、入札すべき契約について見積合わせにより業者選定を行っていた。												
所管部局に対する意見													
<p>(3) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>													
講じた措置													
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 施設利用者の理解と合意を得るため、団地自治会等と協議を重ね、早期移管に向け取り組んでいます。</p> <p>(2) (建物の取得価格) 建物の取得価格の計上誤りについては、平成 22 年度決算により適正に処理しました。</p> <p>(貸倒引当金) 汚水処理場施設利用料金の未収金の内訳を精査し、回収不能と判断されるものについては、平成 22 年度決算において損失処理しました。</p> <p>(未収金) 管理業務収入（汚水処理施設利用料金）の未収金については、未納者宅を訪問するなど債権回収に努めています。</p> <p>(契約手続) 県営住宅の指定管理業務に係る消防設備点検業務委託契約は平成 21 年度をもって終了しましたが、その他の業務委託契約においては、入札手続き、予定価格の設定を適切にするよう注意を払っています。</p>													
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、内容の聴き取り(確認)を行い適正な処理を行うよう指導しました。</p>													

部局名	県土整備部	団体名	三重県道路公社
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
財務諸表		○退職手当引当金にかかる三重県住宅供給公社及び三重県土地開発公社の負担分について、業務外収益として計上しているが、業務損益にかかる取引であるため、業務費用である退職手当引当損を減額して計上すべきである。	
所管部局に対する意見			
(2) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられましたので、今後、適正な処理を行うよう指示されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (財務諸表) 退職手当引当金にかかる三重県住宅供給公社及び三重県土地開発公社の負担分について、平成22年度から業務損益にかかる取引として業務費用から減額して計上しました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。			

部局名	警察本部	団体名	公益財団法人暴力追放三重県民センター (旧：財団法人暴力追放三重県民センター)				
監査結果及び意見							
<p>(1) 犯罪被害者の救済活動に関し、被害者に対する訴訟費用及び被害回復費用の貸付けや、見舞金の支給事業が行われているものの、貸付条件や支給条件等がホームページなどで十分には広報されていないので、これらの情報について広く周知されたい。 また、ホームページのアクセス件数が把握されていないなど、広報の効果について十分な確認・検証をしていないため、これらに取り組むことにより、一層広報活動を充実されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>○概算旅費において精算の記録がないものがあった。 ○旅行命令簿が作成されていないものがあった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	旅費	○概算旅費において精算の記録がないものがあった。 ○旅行命令簿が作成されていないものがあった。
項 目	内 容						
旅費	○概算旅費において精算の記録がないものがあった。 ○旅行命令簿が作成されていないものがあった。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 訴訟費用の支援事業等に関し、ホームページ等で十分に広報されていないとの指摘を受け、平成 23 年 4 月 1 日、ホームページの全面リニューアルに併せ、訴訟費用等支援金の貸付けや見舞金の支給事業の情報を掲載して、広報内容の充実を図りました。 また、平成 23 年 2 月からホームページのアクセス件数を表示するように改善してホームページ利用者数を把握することとしました。平成 23 年 3 月からは、センターの名称、電話番号、メールアドレス、事業の概要等を掲載した携帯型の鉄道時刻表を県内主要 6 駅で配布するなど新たな広報ツールの開拓にも取り組んでいます。 今後も相談者等へのセンターを知った理由の確認等を通じて各種広報の効果を検証し、より効果的な広報活動を行って周知を図ります。</p> <p>(2) (旅費) 旅費の事務処理における書類の不備については、会計事務の基本的事項の徹底と、複数職員によるチェック機能を強化した結果、その後、精算記録漏れ・旅行命令簿の不作成等は発生していません。今後も適正な事務処理に努めていきます。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 複数職員による実効のあるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能の強化を図るよう指導しました。また、今後、立入検査（平成 23 年度内に実施予定）において確認、指導を行います。</p>							



監査結果に基づき講じた措置〔公の施設管理団体関係〕

部局名	生活・文化部	団体名	みえ NPO センター・ワーカーズコープ						
公の施設名	みえ県民交流センター								
監査結果及び意見									
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコンの利用申請書</td> <td>○利用料金徴収の証拠書類となる、一般利用者からのパソコン利用申請書が一部保存されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>指定管理料の請求</td> <td>○指定管理料の県への請求が、年度協定書に定められた時期より遅延していた。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	パソコンの利用申請書	○利用料金徴収の証拠書類となる、一般利用者からのパソコン利用申請書が一部保存されていなかった。	指定管理料の請求	○指定管理料の県への請求が、年度協定書に定められた時期より遅延していた。
項 目	内 容								
パソコンの利用申請書	○利用料金徴収の証拠書類となる、一般利用者からのパソコン利用申請書が一部保存されていなかった。								
指定管理料の請求	○指定管理料の県への請求が、年度協定書に定められた時期より遅延していた。								
所管部局に対する意見									
<p>(2) 指定管理者の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (パソコンの利用申請書)</p> <p>法人では、保管すべき書類と処分してもよい書類を職員間で明確に共有するとともに、適正に保管できるよう保管書類および保管庫の整理整頓に努めることを確認しました。また、書類の廃棄について、職員の単独での判断は行わないよう職員に徹底しました。</p> <p>(指定管理料の請求)</p> <p>指定管理料の請求については、会計担当職員を中心に定期的に年度協定書を確認するように努め、指定管理料の請求を遅延なく行うことを取り決めました。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 指定管理者と毎月実施する定例打合会で基本協定書及び年度協定書について確認し、支出、収入等の会計事務について適切な処理を行うよう指導しました。</p>									

部局名	県土整備部	団体名	東海美松園グループ						
公の施設名	県営都市公園鈴鹿青少年の森								
監査結果及び意見									
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再委託の承認</td> <td>○廃棄物処理や電気設備の点検業務において再委託が行われているが、県の承認を受けていなかった。</td> </tr> <tr> <td>勘定元帳</td> <td>○勘定元帳の支出科目の記載に一部誤りがあった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	再委託の承認	○廃棄物処理や電気設備の点検業務において再委託が行われているが、県の承認を受けていなかった。	勘定元帳	○勘定元帳の支出科目の記載に一部誤りがあった。
項 目	内 容								
再委託の承認	○廃棄物処理や電気設備の点検業務において再委託が行われているが、県の承認を受けていなかった。								
勘定元帳	○勘定元帳の支出科目の記載に一部誤りがあった。								
所管部局に対する意見									
<p>(2) 指定管理者の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (再委託の承認)</p> <p>再委託の承認については、平成 22 年度中に新たに事前承認を要する事例はありませんでした。平成 23 年度から業務計画書に再委託業務及び再委託先の事前承認の項目を盛り込み、業務計画書に基づき、事前承認を受けました。</p> <p>(勘定元帳)</p> <p>勘定元帳については、平成 22 年度決算において記載誤りを修正しました。また、本社経理担当職員と公園管理事務所職員との連絡を密にし、関係書類のチェックに努めています。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 会計事務等における事務処理上改善を要する事項については、適正な事務処理を行うよう指導しました。また、平成 23 年度から業務計画書に再委託業務及び再委託先の事前承認の項目を盛り込みました。</p>									

部局名	県土整備部	団体名	大島造園土木株式会社
公の施設名	県営都市公園亀山サンシャインパーク		
監査結果及び意見			
<p>(1) 三重県及び亀山市の情報提供スペースとして、サンシャインパーク利用者への広報活動を行っているオアシス館内の情報コーナーについては、十分に利用されているとはいえない状況にあるため、県、関係機関と協力のうえ、多くの人に訪れてもらえるよう、より積極的な活用に取り組みたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(2) 三重県及び亀山市の情報提供スペースとして、サンシャインパーク利用者への広報活動を行っているオアシス館内の情報コーナーについては、十分に利用されているとはいえない状況にあるため、指定管理者、関係機関と協力のうえ、多くの人に訪れてもらえるよう、より積極的な活用に取り組みたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 情報コーナーについては、県、亀山市と改善に向けた検討を重ねた結果、費用対効果の観点から平成 23 年内を目途に廃止されることとなりました。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 情報コーナーについては、亀山市、指定管理者と改善に向けた検討を重ねた結果、費用対効果の観点から平成 23 年内を目途に廃止することとします。</p>			

部局名	県土整備部	団体名	財団法人三重県下水道公社
公の施設名	三重県流域下水道施設		
監査結果及び意見			
概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
<p>(1) 雲出川左岸浄化センターでは、平成 21 年 10 月の台風時の流入水量の増加により、処理能力を超える流入水について簡易処理を行わざるを得なかったため、SS（浮遊物質量）の放流水質の最大値が法定排水基準の範囲内ではあるが、放流目標水質を超える結果となった。また、過度の雨天時浸入水の発生は、揚水機能の停止、マンホールからの溢水等が懸念される。</p> <p>雨天時浸入水対策については、対策プロジェクトを設置しているが、今後とも津市、指定管理者と連携して、積極的に雨天時浸入水対策に取り組まれない。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 平成 20 年度に、津市下水道部、雲出川左岸浄化センター、中勢流域下水道事務所及び下水道室の職員を構成メンバーとする「不明水対策プロジェクト」を立ち上げ、接続点ごとの不明水の現状把握、対策内容の検討等を行うとともに、県及び津市において対策に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、県においては、流域下水道のマンホールからの進入水調査を実施しており、津市においては、流域関連公共下水道の不明水調査及び管更生工事を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、津市、指定管理者と連携して、雨天時浸入水対策に取り組んでいきます。</p>			

部局名	教育委員会	団体名	三重県ライフル射撃協会
公の施設名	三重県営ライフル射撃場		
監査結果及び意見			
<p>(1) ライフル銃の鉛弾が原因による土壌汚染が確認されたため、現在射撃場を休場している。 今後、県による鉛弾の回収、汚染土壌の入れ替え等の対策を講じた後、再開を行う予定であるが、再開後も鉛弾の回収や県と連携した継続的な水質調査の実施などを行い、汚染の再発防止に努められたい。</p> <p>(2) 利用者への業務案内として、平成 19 年度からホームページを開設しているが、利用料金等が更新されておらず、内容が不正確となっているので、適宜、更新を行うことにより、利用者に対し正確な情報提供に努められたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(3) ライフル銃の鉛弾が原因による土壌汚染が確認されたことから、汚染土壌の浄化対策工事を実施しているところであるが、工事施工後においても、団体と連携して継続的な水質調査を実施するなど、再発防止に努められたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に購入し、当協会に貸付けを行った県有管理物品（10m 電動標的交換機）について、物品標示票が貼付されていないので、適切に処理を行われたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) ライフル銃の鉛弾が原因による汚染土壌の撤去工事が平成 23 年 3 月 28 日に完了し、平成 23 年 4 月 9 日から射撃場の 10m 射場を、平成 23 年 4 月 10 日から 50m 射場を再開しました。 射撃場の再開にあたり、指定管理者においてこれまで「月 1 回」実施していた鉛弾頭の回収・清掃業務を「開場日毎」に行うよう変更しました。 また、今後、県が実施する水質調査の結果等を共有する等、県と連携のうえ鉛汚染の再発防止に努めます。</p> <p>(2) 監査における指摘後、ホームページにおいて更新されていなかった利用料金等の内容を更新しました。また、平成 23 年 4 月 9 日からの射撃場再開の情報についてもホームページに掲載し、周知を図りました。 今後は、ホームページの掲載内容に変更が生じた場合等には、速やかに更新を行い、利用者に対して正確な情報提供を行うよう努めます。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 汚染土壌の撤去工事を平成 23 年 3 月 28 日に完了し、平成 23 年 4 月 9 日から射撃場の 10m 射場を、平成 23 年 4 月 10 日から 50m 射場を再開しました。 今後は、年 2 回（梅雨時及び秋雨又は台風後）の水質調査を継続して行い、調査結果等について指定管理者と情報共有を図る等、再発防止に努めます。</p> <p>(4) 監査における指摘後、県有管理物品（10m 電動標的交換機）について、物品標示票を貼付しました。</p>			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	政策部	団体名	伊賀鉄道株式会社						
補助金等名	鉄道軌道輸送高度化事業費補助金								
対象施設名	伊賀鉄道伊賀線								
監査結果及び意見									
<p>(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務</td> <td>○補助対象となる電車車両購入の契約書において、契約期間の定めがなく、車両工事の具体的な仕様が添付されていないなど、契約書の内容が不十分であった。</td> </tr> <tr> <td>補助金事務</td> <td>○補助金交付申請にあたっての県との協議文書の整理が不十分、実績報告書の内部決裁を受けていないなど、内部統制の面で不十分なところがあった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	契約事務	○補助対象となる電車車両購入の契約書において、契約期間の定めがなく、車両工事の具体的な仕様が添付されていないなど、契約書の内容が不十分であった。	補助金事務	○補助金交付申請にあたっての県との協議文書の整理が不十分、実績報告書の内部決裁を受けていないなど、内部統制の面で不十分なところがあった。
項目	内容								
契約事務	○補助対象となる電車車両購入の契約書において、契約期間の定めがなく、車両工事の具体的な仕様が添付されていないなど、契約書の内容が不十分であった。								
補助金事務	○補助金交付申請にあたっての県との協議文書の整理が不十分、実績報告書の内部決裁を受けていないなど、内部統制の面で不十分なところがあった。								
所管部局に対する意見									
<p>(2) 会社の補助金事務について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (契約事務)</p> <p>補助事業の契約事務処理について、「契約事務マニュアル」を整備しました。今後はこれに基づく適正な事務処理に努めます。</p> <p>(補助金事務)</p> <p>補助金に関する協議内容についての協議記録等が未整備であったので、県だけでなく国や市との協議の際に協議記録を作成し整理をすることとしました。</p> <p>また、実績報告についても、平成 22 年度から社内稟議決裁を経て提出することと改めました。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 補助事業の取扱については、透明性、公平性、説明責任が求められており、契約事務の不備については、「契約事務マニュアル」を整備し、それに基づいた処理を行うよう指導を行いました。</p> <p>また、今後も補助金の確定検査時等において、契約事務や補助金事務の適正な処理について徹底するよう確認します。</p>									

部局名	生活・文化部	団体名	学校法人山田学園				
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、 私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）						
対象施設名	清泉幼稚園						
監査結果及び意見							
<p>(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理事務</td> <td>○会計伝票に起票者及び経理責任者の押印がなく、法人の経理規程に定める決裁処理が行われていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	経理事務	○会計伝票に起票者及び経理責任者の押印がなく、法人の経理規程に定める決裁処理が行われていなかった。
項 目	内 容						
経理事務	○会計伝票に起票者及び経理責任者の押印がなく、法人の経理規程に定める決裁処理が行われていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 法人の会計事務について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (経理事務)  会計伝票に起票者及び経理責任者の押印については、当法人の経理規程第12条第2項に基づき、監査結果による指摘以降会計伝票に押印することとし、事務の改善を図りました。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 会計事務等の事務処理上不適切な事案については、適正な事務処理を行うように指導しました。  また今後も立ち入り調査により、会計事務全般について、規則等に基づいた適正な事務処理を徹底するよう指導・助言等に努めていきます。</p>							

部局名	健康福祉部	団体名	日本赤十字社三重県支部
補助金等名	医療施設近代化施設整備事業補助金、がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金、病院内保育所運営事業補助金、救命救急センター運営事業補助金、第二種感染症指定医療機関運営事業費補助金、保健衛生施設等設備整備費補助金、バディホスピタルシステム実施事業補助金		
対象施設名	山田赤十字病院		
監査結果及び意見			
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目		内容	
契約事務		○がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金・病院内保育所運営事業補助金・救命救急センター運営事業補助金の補助対象となる委託業務の契約事務において、予定価格が設定されていなかった。	
依頼旅費		○がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金の補助対象となる研修講師の依頼旅費について、職員の例により支出する旨内規を定めているが、内規に規定のない定額で支出している事例があった。	
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (契約事務) 今回の監査結果に基づき、山田赤十字病院においては、日本赤十字社会計規則施行細則等の規定に準じ、予定価格の設定など適切な事務処理を行うことを確認し、あらためて院内周知を図りました。			
(依頼旅費) 研修講師旅費のうち、交通費は公共交通機関実額とし、最寄駅まではタクシーチケットを配布することとしました。また、宿泊費については日本赤十字社旅費規則施行細則に準じ支出することとしました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助対象となる委託業務の契約事務において、予定価格の設定を行うなど、今後、適切な事務処理に努めるよう、監査後や年度当初時に指導しました。 また、今後、事業計画書の提出などの機会を捉え、引き続き指導を行っていきます。			



部局名	健康福祉部	団体名	社団法人伊勢地区医師会
補助金等名	看護師等養成所施設整備費補助金、看護師等養成所教育拡充設備費補助金、看護師等養成所運営費補助金、公衆衛生普及推進事業補助金		
対象施設名	伊勢地区医師会准看護学校		
監査結果及び意見			
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
外部講師謝金		○看護師等養成所運営費補助金の補助対象となる外部講師謝金の支出において、支出単価の根拠となる規定が作成されていなかった。	
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 外部講師謝金の支出において、支出単価の根拠となる規定を策定しました。今後は、策定した規定を理事会に諮り、平成23年度から適用します。			

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人（社団）川越伊藤医院						
補助金等名	軽費老人ホーム運営費補助金、病院内保育所運営費補助金								
対象施設名	ケアハウス幸寿苑、川越伊藤医院								
監査結果及び意見									
<p>(1) 補助金額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>○軽費老人ホーム運営費補助金の補助対象事務費として計上している経費の中に、補助金交付要領に規定する費用に該当しないものが含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金額を再計算しても既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。）</td> </tr> <tr> <td>実績報告書</td> <td>○病院内保育所運営費補助金の実績報告書に添付されている別紙様式に、児童数及び給与費金額の記載誤りがあった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助対象経費	○軽費老人ホーム運営費補助金の補助対象事務費として計上している経費の中に、補助金交付要領に規定する費用に該当しないものが含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金額を再計算しても既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。）	実績報告書	○病院内保育所運営費補助金の実績報告書に添付されている別紙様式に、児童数及び給与費金額の記載誤りがあった。
項目	内容								
補助対象経費	○軽費老人ホーム運営費補助金の補助対象事務費として計上している経費の中に、補助金交付要領に規定する費用に該当しないものが含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金額を再計算しても既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。）								
実績報告書	○病院内保育所運営費補助金の実績報告書に添付されている別紙様式に、児童数及び給与費金額の記載誤りがあった。								
所管部局に対する意見									
<p>(2) 軽費老人ホーム運営費補助金の補助対象事務費として計上している経費の中に、補助金交付要領に規定する費用に該当しないものが含まれていたため、当該法人への補助金の補助対象経費の積算について精査するとともに、今後、補助金の申請、実績報告時のチェックを厳密に行われたい。</p> <p>また、同補助金については、補助金額の確定が行われていないので、速やかに確定されたい。</p> <p>(3) 病院内保育所運営費補助金の実績報告書に添付されている別紙様式に金額、人数の記載誤りがあったので、報告書のチェックを厳密に行うよう法人を指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助対象経費)</p> <p>指摘のありました関係書類については修正を行うとともに、補助金の交付申請、実績報告等を行う際には軽費老人ホーム運営費補助金交付要領に規定される補助対象経費であるかどうか、十分精査を行うこととしました。</p> <p>(実績報告書)</p> <p>実績報告書を作成するにあたり、正・副担当者による確認を実施することとしました。</p> <p>また、公的資金が投入されていることを認識し、今後は、十分に精査のうえ関係書類を作成するとともに、複数名で書類の確認を行うなどチェック体制を強化することとしました。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 当該法人に対して、軽費老人ホーム運営費補助金交付要領の規定に基づいた交付申請、実績報告を行うように指導するとともに、当室に提出された実績報告書のチェックを厳密に行ったうえで、同補助金の交付確定を行いました。</p> <p>また、平成22年度中に軽費老人ホーム36施設中、12施設に対し実地による補助金等の調査を行ったところです。</p> <p>なお、実地による調査が未実施の施設については、今後も計画的に補助金等の実地調査を実施していく予定です。</p> <p>(3) 実績報告書を作成するにあたり、慎重を期し正・副担当者によるチェック体制を整えるよう指導しました。</p>									

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人ジェイエイみえ会
補助金等名	精神障害者社会復帰施設運営事業補助金、 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業補助金		
対象施設名	生活訓練施設さんさん、福祉ホームB型鈴鹿の里		
監査結果及び意見			
概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(1) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金の交付要領において、経費の配分を変更する場合には知事の承認を受けなければならないと定められているが、承認をうける変更の範囲が定められていないので、明確に規定されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金の交付要領において、経費の配分の変更について明確に規定し、平成23年4月1日付け「精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領の一部改正について」で各精神障害者社会復帰施設に周知しました。			

部局名	環境森林部	団体名	佐藤林業
補助金等名	間伐対策事業費補助金（条件不利森林公的整備緊急特別対策事業） 間伐対策事業費補助金（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業） 国補造林補助事業補助金（流域育成林整備事業） 県単造林補助事業補助金（一般造林事業）		
対象施設名	佐藤林業		
監査結果及び意見			
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目		内容	
事業状況報告		○間伐対策事業費補助金（条件不利森林公的整備緊急特別対策事業）において、補助金交付要領に定められた県への状況報告書が、提出されていなかった。	
実績報告書		○国補造林補助事業補助金において、補助金交付要領に基づき、完了検査の結果、実績の一部を変更する必要があったが、変更した実績報告書が提出されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 補助金事務において、県への状況報告及び実績の変更報告がされていないものがあつたので、報告書の提出状況を把握し、未報告のないよう補助事業者を指導されたい。			
(3) 造林補助事業において、県から補助事業者に対し送付された交付決定指令書に、補助金指令内訳書が添付されていなかったため、今後、適正に処理されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況] (1) (事業状況報告) 当社では、平成 23 年度から、補助事業における申請書類等の補助金関係書類の作成や取りまとめに係る担当者を増員するとともに、担当者間の情報共有や連携を密にすることでチェック体制の強化を図り、補助金交付要領に基づいた適正な事務処理に引き続き努めていきます。 なお、当該事業は、平成 22 年 6 月で終了したところですが、後継事業につきましては、平成 23 年秋の状況報告書提出に向けて作業を進めています。			
(実績報告書) 監査の指摘を受け、変更の実績報告書を作成し提出しました。 また、当社では、平成 23 年度から、補助事業における申請書類等の補助金関係書類の作成や取りまとめに係る担当者を増員するとともに、担当者間の情報共有や連携を密にすることでチェック体制の強化を図り、補助金交付要領に基づいた適正な事務処理に引き続き努めていきます。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (2) 県の造林関係事業担当者会議において、補助金関係書類の提出状況等の確認及び補助事業者への指導の徹底について周知し、適正な補助金事務の執行を図りました。			
(3) 県の造林関係事業担当者会議において、補助金に係る必要書類や手続き等を改めて確認し、事務処理の適正な執行について徹底しました。			

部局名	農水商工部	団体名	上野商工会議所				
補助金等名	小規模事業支援費補助金						
対象施設名	上野商工会議所						
監査結果及び意見							
<p>(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>○補助対象経費として算入している旅費の中に、補助対象外である高速道路使用料が含まれていた。(当該補助金を再計算しても、既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。)</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	補助対象経費	○補助対象経費として算入している旅費の中に、補助対象外である高速道路使用料が含まれていた。(当該補助金を再計算しても、既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。)
項目	内 容						
補助対象経費	○補助対象経費として算入している旅費の中に、補助対象外である高速道路使用料が含まれていた。(当該補助金を再計算しても、既交付額を下回らないため、補助金の返還は生じない。)						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 補助金の補助対象事務費として計上している経費の中に、補助金交付要領に規定する費用に該当しないものが含まれていたため、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の実績報告時のチェックを厳密に行われたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) これまで、旅費請求書については、特に様式を定めず、個々に作成しており、運賃や日当等の明細項目の表示箇所が統一されていなかったため、平成23年4月1日から、様式を定めて明細項目の表示箇所を統一したことにより、容易に内容の確認ができるよう改善しました。</p> <p>また、実績報告前に報告書作成者と別の者が再確認する等チェックを厳密にしました。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 平成23年2月に実施した団体向け会議の中で、補助対象経費の積算について再度周知を図るとともに、県が行う実績報告書の検収の際には、旅費を重点的に確認しました。</p> <p>また、これまで、高速道路使用料は、旅費ではなく事務費の補助対象経費としていたところですが、現在、三重県の旅費規程においても旅費での支出が可能であることから、これに習い、平成23年度から旅費での処理が可能となるよう、補助金交付要領の改定を行いました。</p>							